

新	旧
<u>1.はじめに（審議会の基本的な考え方）</u> 学校の適正規模及び適正配置に関して、これまで区では、平成 13 年 3 月の「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について（答申）」（以下「平成 13 年答申」という。）に基づき、通学区域の変更と学校統廃合の実施〔後掲〕によって学校の規模及び配置の適正化に取り組んできた。 平成 13 年答申からほぼ 10 年が経過し、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化している。 これらの課題に対応するために、区では保幼小中連携、学校選択制、特別支援学級増設等の施策や「いたばしの教育ビジョン」を具体化した「あいキッズ」や学校支援地域本部等の事業を推進しているが、今後とも家庭・学校・地域が一体となって子どもの成長を支える環境づくりを進めることが<u>重要である</u>。 答申では、教育上望ましい学校規模についても明らかにしている。これについては、次のことを確認しておきたい。 現在の区立学校には、この望ましい規模から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、規模を外	<u>はじめに（審議会の基本的な考え方）</u> 本審議会は、平成 22 年 1 月 13 日に板橋区教育委員会より板橋区立学校の適正規模及び適正配置について、基本的な考え方及び具体的方策について諮問を受け、審議を重ねてきた。 学校の適正規模及び適正配置に関して、これまで区では、平成 13 年 3 月の「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について（答申）」（以下「<u>第一次答申</u>」という。）に基づき、通学区域の変更と学校統廃合の実施〔後掲〕によって学校の規模及び配置の適正化に取り組んできた。 <u>第一次答申</u>からほぼ 10 年が経過し、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化している。教育基本法をはじめとする関係法令の改正や学習指導要領の改訂は、子どもに「生きる力」を育成するための教育内容の改善と教育条件の整備を求めている。一方、教員においては団塊世代の大量退職に伴う急激な世代交代が進んでおり、指導力の維持・向上を図るための教員の育成が課題となっている。また、防災上の役割を含めた学校と地域の新たな関係の構築も期待されている。 これらの課題に対応するために、区では保幼小中連携、学校選択制、特別支援学級増設等の施策や「いたばしの教育ビジョン」を具体化した「あいキッズ」や<u>学校支援地域本部の事業</u>を推進しているが、今後とも家庭・学校・地域が一体となって子どもの成長を支える環境づくりを進めることが<u>必要である</u>。 こうした観点から、本審議会は、学校の規模や配置の適正化を図ることも望ましい教育環境を構成する大事な要件であるとして、区が今後とるべき基本的考え方及び具体的方策を答申としてまとめた。過小規模へ進む学校と過大規模へ進む学校の二極化が進行する区の現状において、学校の適正規模及び適正配置のあり方を問い直し、適切な方策を講じることの必要性はきわめて大きいと言える。 答申では、教育上望ましい学校規模についても明らかにしている。これについては、次のことを確認しておきたい。 現在の板橋区の学校には、この望ましい規模から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、規模を

2

新	旧
4. 学校規模から考える望ましい教育環境	2. 答申の新たな視点 改正教育基本法や学校教育法の一部改正によって明確に示された教育の基本理念は、学習指導要領が重視する「生きる力」の育成にほかならない。「生きる力」については、その内容や必要性を教育関係者や保護者、社会の間で共有し、協同して育成に当たることが課題となっている。 本審議会は、こうした時代の要請を踏まえ、諮問事項に対する新たな視点を「生きる力」を育成するための教育環境の整備とし、その視点から学校の規模や配置のあり方を検討することとした。 学習指導要領の基本理念「生きる力」 「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。 【知（確かな学力）】 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力 【徳（豊かな人間性）】 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 【体（健康・体力）】 たくましく生きるための健康や体力 (文部科学省 新学習指導要領保護者用リーフレット) 3. 学校規模から考える望ましい教育環境 学校の教育環境は人的・物的両面にわたる様々な条件により総合的に整えられるものである。とりわけ学校や学級の規模は、子どもにとって生活面、学習面だけでなく心理面にも大きな影響を及ぼす教育環境である。 そこで本審議会は、小規模校や大規模校が抱える問題点を整理しながら、教育上望ましい学校規模について考察することにした。 学校の適正な規模については、学校や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等による多様な考え方があるが、「生きる力」を育成する教育環境や教

新	旧									
① 小学校 児童は、多様な人間関係の中で互いに切磋琢磨して、学力や体力の向上に意欲的に取り組むようになる。また、学年進行に伴う学級編成替えを経験することは、多くの友人との信頼関係を築く喜びや自己有用感を体得させ、社会性や豊かな人間性の基礎を培うことになる。 学校運営においては、学年に複数の教員が配置される利点を生かし、多面的な児童理解や協力的な指導が行いやすくなる。また、校務分掌に若手教員とベテラン教員をバランスよく配置することができ、相互にかかわり合うことによって教員としての資質や実践的な指導力の向上に組織として取り組めるようになる。さらに、校務を分担し合うことで効率的な学校運営が図られ、“子どもと向き合う時間”や授業のための準備の時間も確保しやすくなる。 ② 中学校 生徒は、心身の成長発達に伴い、多様な集団の中における自己の位置づけの確認や行動規範の体得によって個性や社会性を伸長するとともに、学力の一層の向上を図ることができるようになる。また、各教科の	育条件の整備を進める観点から、区として教育上望ましい規模を設定しておくことは必要なことであるとする。審議会委員の経験知等を結集し、以下の規模を導き出した。 教育上望ましい規模 <table><tr><td></td><td>学級数</td><td>児童・生徒数（1学級あたり）</td></tr><tr><td>小学校</td><td>12学級から18学級</td><td>20人から30人</td></tr><tr><td>中学校</td><td>12学級から15学級</td><td>30人から35人</td></tr></table> 望ましい規模の学校においては、学校運営、教育活動、人間関係、教員の資質向上等に関して、次のような特性やよさを発揮することが考えられる。 ① 小学校 子どもたちは多様な人間関係の中で互いに切磋琢磨し、学力を伸ばし社会性や向上心を養うことができる。また、クラス替えにより、様々な考え方に触れ、認め合いや協力の大切さを身につけ豊かな人間性を育むことができる。 学校運営面においては、複数クラスあることで多くの目で学年の子どもたちを把握、指導することが可能となるとともに、若手教員からベテラン教員までをバランスよく配置ができ、教員同士の関わりから育成及び資質向上を図ることができる。さらには、学校運営に必要な事務仕事の分担ができるため子どもたちと関わる時間を確保することができる。 ② 中学校 生徒は、集団の中で自己の位置づけや行動規範を学び、学力を伸ばすとともに、体育や音楽などの授業や行事、部活動の充実により、様々		学級数	児童・生徒数（1学級あたり）	小学校	12学級から18学級	20人から30人	中学校	12学級から15学級	30人から35人
	学級数	児童・生徒数（1学級あたり）								
小学校	12学級から18学級	20人から30人								
中学校	12学級から15学級	30人から35人								

新	旧
<u>授業にとどまらず、特別活動や部活動等の充実によって様々な活動を経験し、知・徳・体の調和のとれた発達を促すことができる。</u> <u>学校運営においては、全教科に正規教員が配置される利点から、質の高い授業が展開されるとともに生徒の学習や生活をきめ細かく見ることができる。さらに、生活指導や部活動等に多くの教員があたる体制をとることが可能になる。また、教科担任が複数いる学校においては、指導内容や指導方法を日常的に交流することが可能になり、学校や生徒の実態に即した教育活動が展開されるとともに、研修し合う教員どうしの授業力の向上に取り組むことができる。</u>	<u>な経験を通して人間的に大きく成長することができる。</u> <u>教員は、望ましい規模の学級数の場合、全教科に正規教員が配置されるため、心身ともに成長著しい生徒をきめ細かく見ることができるとともに、教科担任制の中学校では、当該校に適した教科指導のための複数の教員による研究ができる。</u>
5. 適正配置を検討するうえで考慮すべき事項 学校の<u>適正配置</u>の問題は、学校や地域が抱える固有の事情や課題に十分留意して検討を進めることが<u>重要</u>である。 審議会では、様々な観点からパターンの異なる特徴的な学校や地域を抽出し、適正配置を検討するうえで<u>考慮すべき事項</u>を明らかにした。適正化の検討に際しては、以下に示した7つの視点を参考に、学校や地域の<u>実情</u>に即した有効な<u>方策</u>を導き出していくことが望ましい。 (1)地域と学校の連携 地域の方々による学校支援活動は広がり続けている。これまでの青少年健全育成地区委員会活動やいきいき寺子屋プラン事業に<u>代表される様々な活動を通した地域と学校の連携が行われており</u>、さらには「あいキッズ」や学校支援地域本部も着実に推進している。「いたばしの教育ビジョン」では「いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！地域が支える板橋の教育」というキャッチフレーズを掲げ、家庭、学校、地域、教育委員会が連携・協同することをめざす方向としている。 <u>適正配置</u>を検討するうえでは、地域と学校の連携が進むような視点が必要である。	4. 適正配置を検討するうえでの視点 学校の<u>適正規模及び適正配置</u>の問題は、学校や地域が抱える固有の事情や課題に十分留意して検討を進めることが<u>必要</u>である。 審議会では、様々な観点からパターンの異なる特徴的な学校や地域を抽出し、適正配置を検討するうえで<u>の考慮すべき視点</u>を明らかにした。適正化の検討に際しては、以下に示した7つの視点を参考に、学校や地域の<u>実情</u>に即した視点から有効な<u>方策</u>を導き出していくことが望ましい。 (1)地域と学校の連携 地域の方々による学校支援活動は広がり続けている。これまでの青少年健全育成地区委員会活動やいきいき寺子屋プラン事業に<u>代表されるように、様々な活動を通した地域と学校の連携が行われている。さらには</u>、「あいキッズ」や学校支援地域本部も着実に推進している。「いたばしの教育ビジョン」では「いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！地域が支える板橋の教育」というキャッチフレーズを掲げ、家庭、学校、地域、教育委員会が連携・協同することをめざす方向としている。 <u>適正規模及び適正配置</u>を検討するうえでは、地域と学校の連携が進むような視点が必要である。

新	旧
(2)通学区域 地域との関係においては、<u>通学区域が町会・自治会区域と一致していない部分がある</u>。これは、<u>町会・自治会区域が歴史的経過から形成されたこと</u>、<u>通学区域は急増する児童・生徒数に対応するために学校を増設してきた際に学校規模に合わせて設定してきた経緯に起因している</u>。<u>通学区域変更は主に適正規模の確保の手段として用いられてきたが、適正配置の観点から変更を検討することも必要である</u>。検討する際には、<u>通学距離、安全性、学校規模を考慮するとともに、地域の教育力を活かす観点から町会・自治会の区域との整合に配慮する必要がある</u>。 (3)保幼小中連携教育の推進 いわゆる小1プロブレムや中1ギャップ等の教育課題を解決するために、保幼小中連携教育を推進している。具体的には、平成22年度から中学校23のブロックに分かれて取り組んでいる。<u>適正配置を検討するうえで、小学校と中学校の通学区域の不一致の現状等を踏まえ、保幼小中連携教育の推進への配慮が必要である</u>。 (4)特別支援教育 学習上又は生活上に支援を必要とする児童・生徒の数が増えていることから、設置学級数も増加している。今後も支援を必要とする児童・生徒数が増加することが予測されており、<u>適正配置を検討するうえでは、特別支援教育についての配慮が必要である</u>。 (5)学校の大規模化 <u>通学区域が比較的広範な学校や大規模集合住宅の建設により通学区域の人口増加が進んでいる学校の中には、今後も顕著な児童・生徒数の増加傾向が予測され、学校規模の大規模化が推測される場合がある</u>。少人数学級が推進された場合の教室数不足も懸念されており、<u>適正配置を検討するうえでは、大規模化の傾向と施設状況を十分に把握しておく必要がある</u>。	(2)通学区域 地域との関係においては、<u>通学距離が町会・自治会区域と一致していない部分がある</u>。これは、<u>町会・自治会が歴史的経過から形成されたこと</u>、<u>後に急増する児童・生徒数に対応するために学校を開校してきた際に学校規模に合わせて通学区域を設置してきた経緯に起因している</u>。<u>通学区域の変更を検討する際には、通学距離、安全性、学校規模とともに、地域と学校の連携の観点からも町会・自治会の区域との整合に配慮する必要がある</u>。 (3)一部地域・学校の大規模化 比較的大規模な地域や学校のなかでは、今後も児童・生徒数の増加や、<u>大規模集合住宅の建設等により顕著な増加傾向が予測される場合がある</u>。少人数学級が推進された場合の教室数不足も懸念されており、<u>適正規模及び適正配置を検討するうえでは、大規模化の傾向を十分に把握する必要がある</u>。 (4)大規模集合住宅の影響 <u>大規模集合住宅建設のもたらす影響は、学校施設の不足が懸念される学校に止まらず、小規模校に対しても及ぶ</u>。土地の開発・利用に関する予測は難しいと思われるが、<u>適正規模及び適正配置を検討するうえでは、可能な限り情報の把握に努め、その影響を踏まえた対応が必要である</u>。 (5)学校改築 学校施設の老朽化に伴う改築需要については、財政負担も含めて全国的な課題となっている。<u>適正規模及び適正配置を検討するうえでは、大規模改修と併せて中長期的な視点、とるべき手法や着手の順序等の広い視野からの検討が必要である</u>。

新	旧
<u>(6)大規模集合住宅の影響</u> 大規模集合住宅のもたらす影響は、学校施設の不足が懸念される学校に止まらず、小規模校に対しても及ぶ。<u>建設により児童・生徒人口は急激に増加するものの、その後減少に転じその影響は一時的になりやすい。</u>土地の開発・利用に関する予測は難しいと思われるが、<u>適正配置</u>を検討するうえで、可能な限り情報の把握に努め、その影響を踏まえた対応が必要である。 <u>(7)学校改築</u> 学校施設の老朽化に伴う改築需要については、財政負担も含めて全国的な課題となっている。<u>適正配置</u>を検討する際には、<u>改築や大規模改修</u>と併せて中長期的な視点、とるべき手法や着手の順序等の広い視野からの検討が必要である。 6. 適正化に向けた進め方 区の現状として、前述した教育上望ましい規模に該当していない学校が存在している。（平成 23 年度は<u>小学校 53 校中 22 校、中学校 23 校中 13 校がこれにあたる。</u>）しかしながら、各学校ではそれぞれの規模に応じた教育の充実に取り組んでおり、望ましい規模を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境に結びつくものではない。<u>適正規模及び適正配置に向けた進め方については、保護者や地域での検討を重視すべきである。</u>教育委員会においては、より良好な教育環境を構築する観点で議論が進むよう、対象となる関係者への<u>広報活動や情報提供を通して意識の啓発を行うことが必要である。</u> <u>また、教育上望ましい規模を外れているか否かに関わらず、全校に設置されている学校運営連絡協議会等を活用して学校の規模に関しての問題意識を学校、保護者、地域関係者が共有することが望まれる。</u>	<u>(6)特別支援教育</u> 学習上又は生活上に支援を必要とする児童・生徒の数が増えていることから、設置学級数についても増加している。今後も支援を必要とする児童・生徒数が増加することが予測されており、<u>適正規模及び適正配置</u>を検討するうえでは、特別支援教育についての配慮が必要である。 <u>(7)保幼小中連携教育の推進</u> いわゆる小 1 プロブレムや中 1 ギャップ等の教育課題を解決するために、保幼小中連携教育を推進している。具体的には、平成 22 年度から中学校 23 のブロックに分かれて取り組んでいる。<u>適正規模及び適正配置</u>を検討するうえで、小学校と中学校の通学区域の不一致の現状等を踏まえ、保幼小中連携教育の推進への配慮が必要である。 5. 適正化に向けた進め方 区の現状として、前述した教育上望ましい規模に該当していない学校が存在している。（平成 23 年度の<u>学級数比で、小学校 53 校中 22 校、中学校 23 校中 13 校が規模外となっている。</u>）しかしながら、各学校ではそれぞれの規模に応じた教育の充実に取り組んでおり、望ましい規模を下回ること、上回ることが直ちに望ましくない教育環境に結びつくものではない。<u>適正規模及び適正配置に向けた進め方については、保護者や地域での検討を重視する。また、教育委員会においては、より良好な教育環境を構築する観点で議論が進むよう、対象となる関係者への意識の喚起が必要である。</u>

新	旧
(1) 教育上望ましい規模を下回る場合 平成 13 年答申では、「<u>早急な対応を要する規模の学校</u>」を 6 学級以下で児童・生徒数 150 人以下の学校としている。そのことにより、<u>学校規模が下限に近づくと、学校統廃合に関する風評等が保護者の不安を招き、隣接校への入学を選択する率が高くなる傾向にあることも事実である。</u> 本審議会では、<u>小規模校に該当することが、直ちに学校の規模や配置の適正化を実施するものではないと考えるが、望ましい規模を大きく下回る場合には、教育委員会、学校、保護者、地域関係者それぞれが良好な教育環境の確保に向けて早急に動き出す必要がある。</u> <u>一定の手順については教育委員会が事前に定めるべきであるが、参考として本審議会の考える手順のイメージを【小規模校に対する進め方（例）】（■ページ）に示した。</u> 【特徴的なパターンに対する適正配置に関する考え方】 <u>審議会における事例検討の中から導き出した 2 つの特徴的なパターンについての適正配置の考え方は以下の通りである。</u> ① <u>学校が密集し小規模化が進んでいる学校を含む地域</u> 学校が密集していることや、1 校毎の住民基本台帳上の人口が多くないことから、通学区域変更による規模の回復は難しいと<u>考えられる。通</u>	(1) 教育上望ましい規模を下回る場合 <u>小規模校に該当することで、直ちに学校の規模や配置の適正化を実施するものではなく、一定の手順により進めていくべきである。</u> 地域によって小規模化を捉える事情は異なるものの、望ましい規模を大きく下回る場合には、良好な教育環境の確保のために動き出す必要がある。教育委員会は、対象となる学校・地域の今後の児童・生徒数の推移等の状況を把握した上で、当該学校の保護者や地域等へ情報を的確に提供し、現状や将来予測の共通認識を持つことから着手するべきである。共通認識のもと、具体的に規模や教育課題を解消する方策について、学校及び保護者、地域関係者が主体となる検討の場を設け合意形成を図りながら進めていくことが必要である。<u>一定の手順については、【小規模校に対する進め方】（■ページ）に示しているが、進めるにあたっての詳細な手順については教育委員会において事前に定めるべきである。</u> 審議会における事例検討の中から、2 つの特徴的なパターンが導き出され、それぞれの適正配置に関する考え方をまとめた。詳細は以下に示すが、<u>「①学校が密集し小規模化が進む地域」では、これまでの 1：1 による統合のみでなく、3 校を 2 校に再編するような一定区域の枠組みのなかで検討することも考えることとした。また、「②望ましい規模を下回り早急な対応を要する学校」では、極端に児童・生徒数が減少し複式学級が現実的となった場合には、複式学級を避けるために早急な検討が必要であるとした。</u> 【特徴的なパターンに対する適正配置に関する考え方】 ① <u>学校が密集し小規模化が進んでいる地域</u> 学校が密集していることや、1 校毎の住民基本台帳上の人口が多くないことから、通学区域変更による規模の回復は難しいと<u>考えられるが、</u>

新	旧
<u>学区変更を実施する場合</u>には状況を慎重に見極める必要がある。 隣接する学校との統合の場合には、<u>2つの学校を統合するのみではなく過小規模校を含む一定区域の中で数校を再編すること</u>も考えられる。複数校での検討の場合には、多くの保護者や地域に影響を及ぼすため、学校間の調整も含め教育委員会の的確な関与が欠かせない。 ② 望ましい規模を下回り早急な対応を要する学校 望ましい規模を大きく下回る学校では、隣接校への入学を選択する率が高い現状がある。特別支援学級が設置されている学校においては、通常学級人数の減少が続く一方で<u>特別支援学級</u>に在籍、通級する人数が増加している。 <u>学級として機能しない規模となった場合には、複式学級（※注）を避けるためにも、定める手順に従った対応を早急に行うべきである。</u> <u>検討の際には特別支援学級への対応と併せて小集団での教育や生活へのニーズも考慮する必要がある。</u> （※注）「複式学級」 <u>小学校の連続する2つの学年の児童で編制する学級のこと。1つの学年（第1学年及び第6学年を除く）の児童数が6人以上の場合と、第1学年及び第6学年は、その学年を1つの学級として編制するため、これを下回った場合に複式学級となる。</u>	<u>実施する場合</u>には状況を慎重に見極める必要がある。 隣接する学校との統合の場合には、これまでの手法である1：1による<u>統合のみでなく、例えば3校を2校に再編する</u>というように<u>周辺の学校を含めた一定区域の枠組みの中で検討すること</u>も考えられる。複数校での検討の場合には、多くの保護者や地域に影響を及ぼすため、学校間の調整も含め教育委員会の的確な関与が欠かせない。 ②望ましい規模を下回り早急な対応を要する学校 望ましい規模を大きく下回る学校では、隣接校への入学を選択する率が高い現状がある。特別支援学級が設置されている学校においては、通常学級人数の減少が続く一方で<u>特別支援</u>に在籍、通級する人数が増加している。 <u>在校生と入学推定数の検証によって複式学級の出現が現実的となった場合には、複式学級は適切な教育環境を維持する上で避けなければならず、定める基準に従った対応を早急に行うべきである。</u>早急な対応については、複式学級出現までの猶予時間は短いことが想定されることから、教育委員会の適切な関与が求められる。検討は、地域の実情を踏まえ、子どもたちに資する区立学校としての教育の整備・充実を念頭に統廃合の是非を含めた検討内容になると考える。答申の示す保護者や地域での十分な検討が必要であるが、検討期間が長期化することは好ましくなく、適切な期限を定めるべきである。 <u>これまで、小集団での教育や生活へのニーズもあることから、検討の際には特別支援学級への対応と併せて考慮する必要がある。</u>

新	旧
【小規模校に対する進め方（例）】 1. 良好な教育環境のための課題共有 ・学校、保護者、地域関係者が意見交換できる場を設ける。 ・教育委員会は、きめ細かく情報提供及び情報収集に努める。 2. 良好な教育環境のための計画策定 (1)教育委員会は、学校適正配置を検討する学校や地域を公表する。 (2)学校適正配置を検討する通学区域または地域に<u>地域</u>代表の協議会を設置する。 教育委員会は協議会設置について調整し、関係者との連携のもと協議会を運営する。 協議会は、学校や保護者、地域住民等の関係者で構成される。 (3)協議会は、教育委員会から適切な情報提供を受け、必要に応じて学校関係者や地域関係者などの意見を広く聞き、良好な教育環境のための「学校適正配置計画」を策定する。 ◇学校適正配置計画策定の合意形成◇ ①地域（児童・生徒の保護者、<u>地域関係者</u>）の合意形成を図る。 ②合意形成は、十分な討議がなされることであり、協議会が中心となっていく。 →合意形成が成された後は、教育委員会が学校・地域と連携して学校適正配置計画を推進する。	【小規模校に対する進め方】 1. 学校適正配置計画の策定 (1)教育委員会は、学校適正配置を検討する<u>地域</u>や<u>学校</u>を公表する。 (2)学校適正配置を検討する通学区域または地域に<u>地元</u>代表の協議会を設置する。 設置にあたっては教育委員会が調整し、関係者と教育委員会の連携のもと協議会を運営する。 協議会は、PTA、町会・自治会、保護者、青少年育成関係団体等から構成される。 (3)協議会は、教育委員会から適切な情報提供を受け、必要に応じて<u>地元</u>関係者や<u>学校関係者</u>などの意見を広く聞き、良好な教育環境のための「学校適正配置計画」を策定する。 ◇学校適正配置計画策定の合意形成◇ ①地域（児童・生徒の保護者、<u>地域住民等</u>）の合意形成を図る。 ②合意形成は、十分な討議がなされることであり、協議会が中心となっていく。 →合意形成が成された後は、教育委員会が学校・地域と連携して学校適正配置計画を推進する。 2. 協議会における検討について 教育委員会は協議会（<u>地域</u>）に対して、適切な情報提供を行い協議会の運営に協力する。 検討初期段階の適切な情報としては、以下の項目が考えられる。

新	旧
	①児童生徒数の推移及び現状 ②児童生徒数の将来推計 ③学校施設の経年数等の状況 ③ 模における教育上の違い ④ 廃合に関すること
(2) 教育上望ましい規模を上回る場合 大規模校では、多くの児童・生徒によって学校行事や部活動などの様々な学校活動が活発になる一方で、学校運営や教育面の問題、普通教室の不足など施設面での懸念がある。<u>区内の土地利用状況による用地確保の困難さや、板橋区の財政状況等の事情もあるが、抜本的に過大規模校を解消するためには、用地取得による増築や新校設置について教育委員会は努力すべきである。</u> 大規模校への対応として、児童・生徒数の的確な推移予測と学校の施設状況の把握が前提となる。まずは、通学区域の変更や施設状況を勘案した児童・生徒受入可能数の設定により解消を図り、次に教室増のための施設面の対応を検討する。<u>その際、大規模改修や改築の手法や優先的に着手できるかの検討も必要となってくる。</u>	(2)教育上望ましい規模を上回る場合 大規模校では、多くの児童・生徒によって学校行事や部活動などの様々な学校活動が活発になる一方で、学校運営や教育面の問題、普通教室の不足など施設面での懸念がある。<u>抜本的に過大規模校を解消するためには、用地取得による増築や新校設置についても考えるべきであるが、区内の土地利用状況による用地確保の困難さや財政状況等の憂慮すべき事項がある。</u> <u>区の学校規模は、一部の地域で小規模校と大規模校への二極化が進んでいる。大規模化については、望ましい規模は上回るものの、24 学級までは学校運営や教育環境の面からも大きな問題はなく容認できる規模と考える。</u> 大規模校への対応として、児童・生徒数の的確な推移予測と学校の施設状況の把握が前提となる。まずは、通学区域の変更や施設状況を勘案した児童・生徒受入可能数の設定により解消を図り、次に教室増のための施設面の対応を検討する。<u>検討には、大規模改修や改築の手法や優先的に着手できるかの検討も必要となってくる。</u> <u>進め方のまとめ及び審議会における事例検討の中から導き出された特徴的なパターンに対する考え方は以下の通りである。</u>

新	旧
【特徴的なパターンに対する考え方】 <u>審議会における事例検討の中から導き出された特徴的なパターンに対する考え方は以下の通りである。</u> ◇隣接校との距離が離れ大規模化が進んでいる地域 通学区域の変更は通学距離が遠距離になることが考えられる。 <u>児童・生徒数の的確な推移予測を行い、一時的な増加の場合には増築等による教室数確保といった施設整備による対応を検討する。抜本的な大規模化解消としては、用地確保の困難さや、先行き不透明な財政状況等の事情はあるが、新校設置についても考える必要がある。また、地域全体を考えるとともに、特定の学校で教室不足が懸念され増築等の対応を急ぎ取り組む必要がないかの状況把握を教育委員会は怠ることがないようにすべきである。</u>	【特徴的なパターンに対する考え方】 ◇隣接校との距離が離れ大規模化が進んでいる地域 通学区域の変更は通学距離が遠距離になることが考えられる。 <u>児童・生徒の的確な推移予測を行い、一時的な増加の場合には増築等による教室数確保による施設整備による対応を検討する。抜本的な大規模化解消に対しては、新校設置についても考える必要もあるが、用地確保の困難さや先行き不透明な財政状況等の憂慮すべき事項がある。また、地域全体を考えるとともに、特定の学校で教室不足が懸念され増築等の対応を急ぎ取り組む必要がないかの状況把握を教育委員会は怠ることがないようにすべきである。</u>

新	旧
【大規模校に対する進め方(例)】 <u>1. 良好な教育環境のための情報収集</u> ・教育委員会は、きめ細かく情報提供及び情報収集に努める。 ・学校、保護者、地域関係者の意見収集を十分に行い、必要に応じ意見交換できる場を設ける。 <u>2. 良好な教育環境のための方針策定</u> ① 隣接校との通学区域の調整により学校規模の適正化を図る。 ② ①の取り組みでも適正化が難しい場合及び通学区域の調整が困難な場合は、仮設校舎の建設や校舎改修について検討する。 ③ ①・②により対処すると共に、さらに長期間にわたり大規模化が予測される場合は、増築を検討する。 ④ ①～③により対処すると共に、さらに過大規模化が長期にわたると予測される場合は新校設置の検討を行う。 ※施設の改修や増築等については、綿密な児童・生徒の将来予測把握と長期的な改修・改築計画に基づき、着実に進める必要がある。	【大規模校に対する進め方】 ① 隣接校との通学区域の調整により学校規模の適正化を図る。 ② ①の取り組みでも適正化が難しい場合及び通学区域の調整が困難な場合は、仮設校舎の建設や校舎改修について検討する。 ③ ①・②により対処すると共に、さらに長期間にわたり大規模化が予測される場合は、増築を検討する。 ④ ①～③により対処すると共に、さらに過大規模化が長期にわたると予測される場合は新校設置の検討を行う。 ※施設の改修や新校設置に関しては、財政状況や用地の面など憂慮すべき事項もある。綿密な児童・生徒の将来予測把握と長期的な改修・改築計画に基づき、着実に進める必要がある。